

日本ピエール・ド・クーベルタン委員会 会則

第1章 総則

(名称と位置付け)

第1条 本会は「日本ピエール・ド・クーベルタン委員会」と称する。フランス語による名称は、「Comité Japonais Pierre de Coubertin」(略称 CJPC)とし、英語による名称は、「Japanese Pierre de Coubertin Committee」(略称 JPCC)とする。

本会は2019年8月4日に創設され、国際ピエール・ド・クーベルタン委員会から承認された日本を代表する国内ピエール・ド・クーベルタン委員会である。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長の所属先におく。

(目的)

第3条 本会の目的は、オリンピックムーブメントの創始者であるピエール・ド・クーベルタンの人物および思想と活動、またそれらの日本における影響や関係した人物等について探究しその成果を伝達する事業を行うことを通して、オリンピズムに立脚したスポーツの立場から人類の平和と社会の発展に寄与することである。

(活動方針と事業)

第4条 本会の目的を達成するため、ピエール・ド・クーベルタン、オリンピズム、オリンピックムーブメントおよびそれらに関連する次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換及び研究会等に関する事業
- (2) 情報収集および調査研究に関する事業
- (3) 著作、資料、情報等の翻訳とそれらの紹介に関する事業
- (4) 教材開発および教育活動に関する事業
- (5) 講習会等の開催、出版物の発行等の知識の伝達に関する事業
- (6) 国内外の関係機関との連携に関する事業
- (7) その他、本会の活動のために必要な諸事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の目的に賛同し、所定の会費を負担する者を会員とする。

2. 会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 : 本会の目的に賛同して入会した個人で、総会での議決権を有する者。
- (2) 賛助団体 : 本会の目的に賛同して入会した団体。ただし、総会での議決権は有しな

い。本会のメールマガジンや研究会等の案内を受け取り、活動に参画することができる。

(会費)

第6条 会員は、次に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 3,000円
- (2) 賛助団体 10,000円、ただし学校等教育機関からは徴収しない。

(入会・退会)

第7条 本会への入会及び退会は運営委員会の承認を必要とする。

2. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 所定の退会届を事務局に提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉や会員の尊厳を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(休会)

第9条 会員は病気・留学・出産・育児・介護等の諸事情により休会することができる。

休会を希望する会員は、所定の休会届を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。休会期間中の会費は免除され、本会の情報を受け取ることができる。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第10条 本委員会の運営は運営委員会が担う。運営委員会は次の役員で構成される。

- (1) 委員長 (President) 1名
- (2) 副委員長 (Vice-President) 2名以内
- (3) 運営委員 (Board Member) 若干名 (事務局長及び会計を含む)
- (4) 監事 (Auditor) 2名

(運営委員の選出)

第11条 運営委員および監事は総会において会員の中から選出される。

2. 委員長・副委員長は運営委員の互選で選出する。

委員の選出方法および定数については、細則を別に定める
委員会で選考し、総会の承認を得る。

(運営委員の任務)

第12条 委員長は本会を統理し、代表する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい、その任務を代行する。

3. 事務局長は日常の事務を処理し、委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは委員長の職務を行う。

4. 運営委員は運営委員会を組織し、本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。

5. 監事は本会の会計に関し、監査の任務をもつ。

(運営委員の任期)

第13条 運営委員の任期は3年とする。なお、再任をさまたげないが、連続2期までとする。

2. 委員に欠員が生じ、補充した場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

3. 任期途中で委員を増員した場合は、当該任期の残任期間とする。

(事務局)

第14条 本会に事務局を設け、事務局長および幹事をおくことができる。

2. 事務局長および幹事は運営委員会の承認を得て、委員長が任免する。

3. 事務局に関する規定は運営委員会において別に定める。

第4章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は総会、運営委員会とし、いずれも委員長が招集する。議長には委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

2. 総会は全会員をもって構成する。

3. 総会は、合理的な理由がある場合には、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステムによって開催することができる。

4. 会議は、委任状を含め定数の3分の1以上の出席を得て成立する。

5. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(総会)

第16条 総会は年 1回開催し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 運営委員の選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

(臨時総会)

第17条 前条で定められた総会以外に、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 委員長が必要と認めた場合
- (2) 運営委員の過半数の要求があった場合
- (3) 会員の 3分の1の要求があった場合

前(2)項の場合、委員長は要求が文書で提出されてから 20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 補欠役員の選出
- (3) 入会者、退会者の承認
- (4) 総会の原案作成
- (5) その他必要な事項

第5章 ワーキンググループ

(ワーキンググループ)

第19条 事業活動上必要な場合には、ワーキンググループを設けることができる。

2. 前項に関する細目は別に定める。
3. 会員は一つ以上のワーキンググループに所属し活動することができる。

第6章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入による。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年1月1日より当年12月31日までとする。

(予算及び決算)

第22条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

第7章 雑則

(会則の変更)

第23条 本会則の変更は、運営委員会または会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

(加盟後の義務)

第24条 本会は国際ピエール・ド・クーベルタン委員会が定める以下の事柄を遵守する。
国際ピエール・ド・クーベルタン委員会への活動報告書の提出

(設立当初の役員)

第25条 本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

暫定運営委員 建石 真公子
暫定運営委員 田原 淳子
暫定運営委員 中塚 義実
暫定運営委員 來田 享子
暫定運営委員 脇田 泰子
暫定運営委員 和所 泰史
暫定運営委員 和田 浩一

2. 本会の設立時の代表役員は、次のとおりとする。

委員長 田原 淳子
第1副委員長 來田 享子
第2副委員長 中塚 義実

附則

本会則は、2024年10月20日より施行する。